

論 說

外国判決承認・執行の要件としての裁判官の独立 (三)

——中国を例として——

森 川 伸 吾

目 次

- I はじめに
- II 法律論の概観と若干の検討
 - 一 判例・学説の状況
 - 二 憲法三二条と外国判決承認執行制度の関係
 - 三 「裁判官の個別事件における実際の独立性」の立証に関する問題（以上、一六一巻二号）
 - 四 「制度的な独立性」の評価
 - 五 承認・執行要件の解釈態度
 - 六 当事者による「非独立性の受容」
 - 七 仲裁制度及び専属管轄合意との関係
 - 八 「謙抑性」、「結果の重大性」、「内国関連性」等との関係
 - 九 小 括——一律処理枠組と原則例外枠組の併用
- III 中国における裁判官の制度的独立性
 - 一 憲法の定める政治制度の下での権力集中
 - 二 党指導体制の下での権力集中
 - 1 概 観
 - 2 党指導体制と憲法の関係

(一) 憲法による党指導体制の支持(以上、一六一卷三号)

(二) 党指導体制と憲法の最高法規性の関係

(三) 党指導体制と憲法が定める政治制度との関係

(四) 「党規」と「国法」の関係

3 党規及び党制度の不透明性

4 中国共産党の性質及び党が代表する利益

5 中国共産党への政治権力の集中に関する制度

(一) 概 観

(二) 政治的自由の制限

(三) 国家権力機関(人民代表大会)の掌握

(四) 軍隊の掌握

(五) 「多党合作」と「一党独裁」

(六) 非国家機構への影響力確保

6 中国共産党による国家機構のコントロールに関する制度

(一) 概 観

(二) 「裁判官の制度的独立性」との関係

(三) 「党政分離」「党政分業」の位置づけ

(四) 党組織を通じたコントロール

(五) 党管幹部制度

(六) 党の政策、決定等の国家機関における実施方法

7 小 括——立憲主義的枠組の否定

三 人民法院内での裁判委員会への権力集中と「裁判官の独立」の否定

1 「裁判の独立」原則

2 「裁判官の独立」制度の不採用

3 裁判委員会制度の概略(以上、本号)

4 裁判委員会の権限と「裁判官の独立」

5 裁判委員会と事件処理の「最終的決定権」

6 合議廷による審理と裁判委員会

7 裁判委員会委員を裁判体の一部と考える場合の問題

8 裁判委員会による裁判官の独立性確保

四 「裁判官の独立」に関する国家機関の枠内でのその他の状況

五 党指導体制と「裁判官の独立」

VI 総括

III 中国における裁判官の制度的独立性

二 党指導体制の下での権力集中

2 党指導体制と憲法の関係

(二) 党指導体制と憲法の最高法規性の関係

中国憲法は、明文規定によつて、その最高法規性を宣言している。⁽²⁵⁾ そのうち、中国共産党との関係で重要とされる条項は、「全国の諸民族人民並びにすべての国家機関、武装力、政党、社会团体、企業及び事業組織は、いずれも憲法を活動の根本準則とし、かつ、憲法の尊厳を守り、憲法の実施を保証する責務を負わなければならない。」(序文二三段落第二文)、「すべての国家機関、武装力、政党、社会团体、企業及び事業組織は、憲法及び法律を遵守しなければならない。」(五条四項第一文)、「いかなる組織又は個人も、憲法及び法律に優越した特権を有してはならない。」(五条五項)という規定である。特に五条五項は、いわゆる文化大革命の時期において憲法・法律が無視されたという状況への反省に立脚するものと言われる。

しかし、中国共産党による「指導」の内容、態様・限界等について、憲法及び法律は何ら規定を設けていない。即ち、中国共産党による「国家機関の指導」という方式を通じた権力の行使を抑制し、又は制御する規範(乃至制度)を、憲法及び法律は何ら提供していない。(それは、中国共産党が、その権力行使が憲法及び法律により制約されることを望んでいないからに他ならない。というのも、中国共産党は、憲法及び法律を自己の意思に応じて改変できるからである。)⁽²⁶⁾

そのような状況の下、憲法の最高法規性に関する前記の諸規定は、中国共産党の構成員（以下「黨員」⁽²⁷⁾）であっても違法行為を行えば刑事責任や民事責任を免れないということ、及び、中国共産党といえども国家機関の枠外で直接に「国家機関が行使すべき権力」を行使してはならない（例えば、法律の枠外で刑事裁判・刑事処罰を行ってはならない⁽²⁸⁾）ということの意味するに過ぎず、「中国共産党が国家機関を通じて国家権力を行使すること」を何ら制約するものではない。

一九五六年の党大会における劉少奇副主席の「わが国の人民民主独裁の権力は、……本質的にいつてプロレタリア独裁にはかならない。プロレタリアートがその前衛である中国共産党をつうじて何の妨害も受けずに権力という武器を行使し、……」という政治報告⁽²⁹⁾にもみられるように、中国共産党は、合法的に、国家機関を通じて「何の妨害も受けずに権力という武器を行使」することができるのである。

また、このことをより理論的に説明すれば、「体制ダイナミズムの現実では、実質的に法超越的な、共産党の権力『指導』に対するチェックは何ら予想されていないのである。権力と法の連関から言えば、『法は政治的合目的性の枠内でのみ妥当する』のであり、そこでは不羈の政治権力の優位が憚り無く支配する。つまり、共産党の掌握する政治権力が法的（法内在的）合目的性の枠内で拘束されるのではなく、逆に、その法超越的な政治権力の合目的性が手段たる法の妥当領域を限定する⁽³⁰⁾。」ということにもなる。

前述（Ⅲ-15）の「憲政」も、党指導体制そのもの是否定しないという前提で提唱されているにすぎない。⁽³¹⁾

（三） 党指導体制と憲法が定める政治制度との関係

中国で出版されている中国憲法の概説書においては、中国における基本的な政治制度として人民代表大会制及び民主集中制⁽³²⁾（即ち、憲法の定める政治制度）のみが挙げられ、「党指導体制」については「党の指導」乃至「党の指導的地位」の問題として言及され、又は「政党」の項で言及される程度であることが多い。

これは、「国家機関のみを憲法の枠内に置く」一方、「中国共産党を憲法の枠内に置いていない」という前述の状況及び中国国内の政治的環境に対応するものにすぎず、党指導体制の存在を何ら否定するものではない。

日本で出版されている中国法の概説書には、これと同様のアプローチをとるものもあるし、「国家機構」と「党機構」の双方を重視するアプローチをとるものもある。木間正道他『現代中国法入門（第四版）』（有斐閣、二〇〇六年）は前者である。同書においては、党指導体制について説明をする一方、これを国家構造の基本原理としては論じない、というスタンスがとられている。一方、後者のアプローチをとるものに小口彦太・田中信行『現代中国法』（成文堂、二〇〇四年）がある。いずれにおいても、党指導体制の存在は肯定されている。

(四) 「党规」と「国法」の関係

近代国家において、法律とは、国家機関によつて制定された法規（即ち、「国法」）を指す。これは中国でも同様である。⁽²³⁾

そして、前述（Ⅲ二（二））のように、中国では、「中国共産党は国家機関ではない」というスタンスがとられている。そこで、形式的には、中国共産党の制定する各種規範（乃至規範性文書）（以下「党规」という。）は、国法たる「法律」には該当しないことになる。そうであれば、両者は、「別のもの」として観念され、両者の間の形式的効力の序列を問うこともできない。

中国法学において、憲法を含む国法と党规との間の形式的効力の優劣ないし序列が通常は問題とされないのは、このようなロジックによるものである。

一方、中国のような社会主義国家においては、「党规が国法に優先し」ており、「下位法が上位法に抵触してはならないのと同様に、国法は党规に抵触してはならないのが原則である」とも言われる。⁽²³⁾ この「優先」関係を、事実上のものとみるか、法理論上のものとみるかはともかく、国家権力を事実上独占している中国共産党の規範体系（即ち、党规）

を無視して、中国の政治制度を認識することができないのは明らかである。以下において、党規に基づく制度説明を行っている箇所が少なからずあるが、それはこのような理由に基づくものである。

国法の体系における最高法規と同様の地位を、党規の体系において占めているのは、中国共産党規約⁽²³⁶⁾（以下「党規約」という。）である。党規約は、党の意志及び利益を体现し、最大の權威及び効力を有する、中国共産党の根本法規であり、党内生活の最高法規であると言われる⁽²³⁷⁾。また、このことは、党規約一〇条柱書前段の「党は、その綱領及び規約に基づき、民主集中制によって組織された統一的総体である」という規定によっても表現されている。（この規定にいう「綱領」は党規約総則において表現されている。）⁽²³⁸⁾

党規と国法の優先関係はさておき、中国共産党は国法（憲法を含む。）を自己の意思に応じて改変する意志及び能力⁽²³⁹⁾を有している。意志については、党文書においても「党による立法業務への指導を強化し……党の主張を法定手続を通じて国家意思とする⁽²⁴⁰⁾」といった表現により表明されている。

3 党規及び党制度の不透明性

国家機関によって制定された法規（国法）については、公開の要請がある。中国でも、近年は、狭義の法律のみならず、行政機関の規則等についても積極的な公開が行われている。

一方、党規については、全てものが公開されているわけではなく、非公開のものが存在する⁽²⁴¹⁾。

「中国共産党機関公文書処理条例⁽²⁴²⁾」二条によれば、党規を構成する各種文書（通達類を含む。）は、党機関の公文書（以下「党文書」という。）として取り扱われる。党文書のうち、秘密文書とされるものは、「絶密」、「機密」、「秘密」の三つの機密レベルに分けて管理がなされる（同条例三六条前段）。公開発表せず、かつ、機密レベルが表示されていない文書については、内部公文書として管理がなされる（同条後段）。

「中国共産党内法規制定手続暫定施行条例⁽²⁴⁾」は主として党規の制定手続を定めるものであるが、党規の発布についても一章を設けている。ただし、そこである「発布」は党外への公開を何ら意味するものではない。党外への公開について、同条例は「党内法規には、公开发布するものもある。」との規定を設けるのみである（二三条後段）。

なお、党規約四条一項一号は、党員の権利として「党の関連文書を閲読すること」を規定する。しかし、これは、党員であれば全ての党文書を閲読することができるということを意味するものではない。「中国共産党党員権利保障条例⁽²⁴⁾（試行）」は、党規約の定める党員の権利を具体化するものであるが、同条例八条二項は「党員は、規定に照らして閲読できる各種党内文書を閲読する権利を有する。」と定め、党員の党文書閲読権の及ぶ範囲が党内の規則により制限されることを明らかにしている。また、「中央文書の印刷発布、閲読及び管理に関する弁法⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾」は、文書の種類に応じて「どのような地位の者がどのような文書を閲読できるか」ということを定めると共に、保管者の指定、印刷部数のコントロール、閲覧場所のコントロール等、管理方法を具体的に定める。

党規及び党文書が、必ずしも公開されていないということは、それらにより構成される中国共産党の内部制度に不透明な部分が存在するということを意味する。そして、そのような部分について、研究者は、「断片的情報のパッチワークを組み立てることで満足するほかない⁽²⁷⁾」ことになる。中国共産党の内部制度に関する中国及び日本の文献の記述に、曖昧な箇所や不一致な箇所が少なくないのは、そのためである。

中国共産党と国家機関の関係（本稿Ⅲ二六）、並びに中国共産党と人民法院及び裁判業務との関係（本稿Ⅲ五）は、まさにそのような不透明さを伴う領域である。

4 中国共産党の性質及び党が代表する利益

党規約の冒頭（即ち、総則一段落）には、中国共産党の性質及び中国共産党が代表する利益が定められている。それに

よれば、中国共産党は、①中国の労働者階級の前衛部隊であり、②それと同時に中国人民及び中華民族の前衛部隊であり、③中国の最も広範な人民の根本利益を代表するとされる。

②は二〇〇二年の改正により追加されたものである。また、二〇〇二年改正前において、③は、「中国の各民族人民の利益の忠実な代表」と表現されていた。

このうち、①については、中国が労働者階級により指導される国家であること（憲法一条一項）との関係で、党指導体制の正当性を説明するものとしての側面も有する（本稿Ⅲ二二（一）参照）。

一方、③からは、中国共産党は中国の人民の利益を代表することを標榜する団体であることが分かる。⁽²⁰⁾ 党の利益とは、即ち労働者階級及び最も広範な大衆の利益であり、それ以外には党の利益は存在しない、ということも党規約においては強調されている（総則二五段落）。そして実際にも、経済成長を通じた中国人民の「経済的利益」実現のために、中国共産党は積極的な努力をしている。中国共産党が、その政権の正当性を維持するためには、民意を汲み上げ、人民の要望を満たしていく必要があるからである。⁽²⁰⁾ なお、党規約においても、中国共産党は大衆と共にあるということが強調され（党規約総則第二五段落）、党員は党内及び党外の大衆からの監督を受け入れる（同八条第一文）ものとされ、また、党の指導幹部も大衆からの批判や監督を自発的に受け入れる（同三四条五号）ものとされる。

しかし、これは、中国共産党の意思決定の基盤が「中国の人民全体」にあることを何ら意味しない。

中国共産党の最高指導機関は、中国共産党全国代表大会（以下「党全国大会」という。）及び党全国大会により選出される中国共産党中央委員会（以下「党中央委」という。）であり（党規約一〇条三号）、全党の各組織及び全ての党員は党全国大会及び党中央委に服従しなければならない（同条一号）。党全国大会に関する具体的選挙方法は党中央委により、中国共産党の地方各レベルの代表大会に関する具体的選挙方法は同レベルの党委員会により、それぞれ決定される（同一条二項、二四条四項）。そこにおける選挙権及び被選挙権は党員にある（同四条一項五号）。

即ち、中国共産党の意思決定は、「黨員」によりなされるのであり、「中国の人民全体」によりなされるわけではない。そして、黨員の人数は二〇〇六年末時点で約七二〇〇万人であり、中国の人口の一割未満を占めるに過ぎない。

このように、党指導体制の下、人民法院を含む中国の全ての国家機関は、「中国の最も広範な人民の根本利益」を表すると標榜しつつも、手続的乃至政治過程的には中国の国民のごく一部の人間の意思を代表する組織により「指導」されているのである。

その意味で、中国共産党による人民法院乃至裁判業務に対する「指導」を、国家機関による裁判所乃至裁判業務への監督、国民による裁判所乃至裁判業務の監視等とのアナロジーで捉えることは正確ではない。「裁判官の独立性」との関係では、中国共産党による人民法院乃至裁判業務に対する「指導」は、国民のごく一部を占める特殊な集団による「指導」により、裁判官の独立性が損なわれている場面として認識するべきであると思われる。

なお、そのような中国共産党の「指導」を受ける存在であり、「法原理機関」的屬性が希薄な組織であり、かつ、その「中立性」が中国国内でも問題とされている人民法院が、外国国民や外国資本の関連する訴訟において「中立」なものであると何故いえるのかということについては、大いに疑問がある。⁽²³⁾しかし、本稿の検討対象は「独立性」なので、この問題には立ち入らない。

5 中国共産党への政治権力の集中に関する制度

(一) 概観

中国共産党（乃至その指導下にある中国政府）は、国民が、政党及びその他の政治団体を新たに形成することを一切認めておらず、国民のデモ、集会等の権利を厳しく制限し、更に、出版物等の内容を規制している。

そのような政治的自由の制限に反する者については、刑事裁判により、これを厳しく処罰することが、党指導体制維

持の観点からは必須となる。そこで、中国共産党にとって、刑事裁判は「政権保持の手段」⁽²⁸⁾としての側面を有する。「司法部門は党の介入が最も強い部門」⁽²⁹⁾であると指摘されること、刑事裁判における裁判官の独立⁽³⁰⁾を実現する動きがないこと等は、この文脈で理解することができる⁽³¹⁾。

多数の国民が、デモ等を行い、反政府的意思を表明した場合には、刑事手続だけでは処理不能な場合がある。そのような場合、最終的には、中国共産党のコントロール下にある軍隊（中国人民解放軍）により、これを制圧することが可能である。その実例が一九八九年の天安門事件（第二次天安門事件）であることは言うまでもない。

このように、刑事手続及び軍隊を掌握することは、党指導体制への抵抗者を排除するための最終的手段という意味で重要である。「中国共産党による刑事手続の掌握」については、本稿Ⅲ三、四で説明するところと共通性も多く、また、これを詳細に検討した最近の業績⁽³²⁾も存在するので、本稿では説明を省略する。

以上のような政治的自由の制限に加えて、人民代表大会の選挙についても、多層的な間接選挙制度を採用すること、更には選挙自体を中国共産党が操作することにより、「中国共産党以外の主体（乃至、中国共産党が容認する主体以外の主体）」が人民代表大会において発言力を有することを防ぐと共に、人民代表大会に送り込んだ党員を通じて中国共産党が人民代表大会をコントロールする仕組みが形成されている⁽³³⁾。

更に、「党内・および国家机关内に張りめぐらした組織網によって、あるいは幹部がこまかく配置されること」⁽³⁴⁾で、中国共産党の権力の実質が形成されている（本稿Ⅲ二6参照）。

以上の各局面における中国共産党の活動は、全て、「合法的」に行われている。

なお、中国共産党に集中した政治権力は、更に、党内の「民主集中制」により、党中央部へと集中していくことになる。党内の「民主集中制」については、「黨員個人は党の組織に服従し、少数は多数に服従し、下級組織は上級組織に服従し、全党各組織及び全ての黨員は党全国大会及び党中央委に服従する」（党規約一〇条一号）ということが、党制

度における基本原則となっている(同条柱書)。

(二) 政治的自由の制限

政治的自由の制限は、主として、①政治的活動を行う法的権利の制約、②選挙のコントロール、③情報のコントロールの三つの側面から理解することができる。

中国憲法三五条は、「中華人民共和国の公民は、言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由を有する。」と規定する。これらの自由は、全国人民代表大会及びその常務委員会並びに國務院による立法により、具体化され、かつ制約されている。

人民法院は、全国人民代表大会及びその常務委員会の制定する法律について、違憲立法審査権を有しない。また、國務院の制定する行政法規について、憲法・法律との抵触を理由としてその効力を否定する権限も有しない。⁽²⁸²⁾同様に、地方の人民代表大会が制定する地方性法規についても、上位法規との抵触を理由としてその効力を否定する権限を有しないと実務上は考えられている。⁽²⁸³⁾

従って、実際には、国民の政治的自由権の具体的内容は、立法によりすべて確定されることになる。

中国において政治団体乃至政党を結成しようとする場合には、「社会团体登記管理条例」⁽²⁸⁴⁾に従い、事前に「登記」をする必要がある。登記をせずに団体を結成して活動した場合には、同条例による行政処罰及び「治安管理処罰法」⁽²⁸⁵⁾による行政処罰の対象となる。⁽²⁸⁶⁾また、政治団体乃至政党の結成が党指導体制に敵対するものとみなされた場合には、国家政權転覆扇動罪(刑法一〇五条)⁽²⁸⁷⁾による重い処罰がなされることがある。その具体例として、中国民主黨事件が挙げられる。これは、一九九八年六月に中国民主黨浙江支部の創立が宣言され、九月には社会团体登記管理条例に基づく手続が申請されたが、認められず、リーダーは一月に逮捕され、一二月には懲役一年の判決(国家政權転覆扇動罪)⁽²⁸⁸⁾が下されたという事件である。

中国において政党と位置づけられるのは中国共産党及び「八つの民主党派」である。(この「八つの民主党派」に政党としての実質がないことは後述(Ⅲ二五(五))の通りである。)中国憲法序文第一〇段落は、「中国共産党の指導する多党合作及び政治協商制度は長期にわたり存在し、発展するであろう。」と定める。これをもって、「八つの民主党派以外の政治団体(乃至政党)存在を長期にわたり認めない」という中国共産党の意思表示ととらえることもできるかもしれない。

集会・行進・示威の自由の具体的内容は、「集会・行進・示威法」⁽²⁶⁹⁾により定められている。同法の下、集会・行進・示威については、事前許可制がとられる(七条一項)。許可の対象には、標語、スローガンその他の詳細が含まれ、また、「憲法に定める基本原則に反対する」ものである場合には許可されない(一二条)。更に、居住地以外の都市における集会・行進・示威に参加することは禁止されている(一五条)。

中国共産党と異なる政治的立場を有する者が政治的主張を発信するためのチャンネルとしては、まず、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアが考えられる。しかし、こと、政治的な内容については、これらマスメディアは、中国共産党(宣伝部)及びその指導を受ける国家機関による厳しい統制を受けている。⁽²⁷⁰⁾

書籍等を出版することについても「出版管理条例」⁽²⁷¹⁾及びその下位規則による規制がなされている。例えば、出版物には「憲法の確定する基本原則に反対する内容」が含まれてはならないものとされ(出版管理条例二六条)、そのような内容を含む出版物の印刷、発行等は禁止される(同四〇条)。「印刷業管理条例」⁽²⁷²⁾の定める印刷業規制には、印刷物の適法性の事前確認に関する規定が少なからず盛り込まれており、出版管理の実効性は、印刷業管理によっても担保されているといえる。

前述の国家政権転覆扇動罪その他の政治犯罪を行ったものは、刑事訴訟手続を通じて処罰されることになる。そこでは、中国共産党による刑事裁判の「指導」が問題となる。これについては、各人民法院について、それに対応するレベルの党委員会が、重大事件について、判決内容を事前に審査・承認する制度があると言われている。⁽²⁷³⁾中国共産党が、あ

る犯罪を重大であると認識した場合には、裁判活動のみならず公安機関及び檢察機関による捜査・公訴提起活動を含め、党が「指導」することが可能であり、それを妨げる制度は何ら存在しない。

(三) 国家権力機関（人民代表大会）の掌握

人民代表大会は、「人民代表」と呼ばれる代議員により構成される組織である。

全国人民代表大会及び地方各レベルの人民代表大会は、民主的選挙によつて選出されるものとされる（憲法三条二項）。末端に近いレベル、例えば郷・鎮レベル及び県レベルの人民代表大会においては直接選挙により人民代表が選出され、一方、より高いレベル、即ち、地区レベル人民代表大会、省レベル人民代表大会及び全国人民代表大会の人民代表は、一レベル下の人民代表大会により選出される（同五九条一項、九七条一項⁽²⁷⁾）。つまり、全国人民代表大会の代表は二重又は三重の間接選挙により選出されることになる⁽²⁸⁾。そこで、これを「間接四段階選挙⁽²⁹⁾」と評することもある。

前述の政治的自由の制限により、政治活動を組織的・広域的に行うことは不可能であることに鑑みれば、このような間接選挙システムは、中国共産党にとつて極めて有利であるといえる。

また、人民代表大会の選挙については、候補者の数が定員を一定レベル以上回った場合には選挙管理を担当する組織が候補者を調整する（即ち候補者数を減らす）ことができるという制度が法律上採用されており、この制度を通じて、中国共産党が選挙を（間接選挙のみならず直接選挙についても）コントロールしていると言われる⁽³⁰⁾。更に、直接選挙において、選挙前に積極的な選挙運動を行うことはできない制度になっているとも言われる⁽³¹⁾。

中国共産党による人民代表大会に対する「指導」確保にとつての主要な手段は、①人民代表大会の指導幹部を党員で占める、②人民代表の過半数以上を党員で占める、③人民代表大会機関の中に党グループを設置することの三つである⁽³²⁾と言われる（前述の間接選挙制度及び選挙のコントロールは、②の問題として位置づけられる⁽³³⁾）。

このようにして、中国共産党は、全国人民代表大会及び地方各レベルの人民代表大会を掌握するに至っているのだ

るが、(中国共産党のコントロールの下で) 選挙された後の人民代表の投票行動を中国共産党が物理的に強制しているというわけではない。「党の人代に対する領導実現の鍵は、党籍を持つ人代表……を含む人代表の意思の如何に依っている」⁽²⁸⁷⁾ということを前提に、党のシステムを通じて、人民代表の投票行動は、コントロールされていくのである。そして、そのような投票行動コントロールは、その性質上、常に完全なものであるとは限らない。

近年、人民代表大会において、議案について実質的な審議が行われ、更には、議案が否決されるという事例も確認されている。⁽²⁸⁸⁾また、省レベル人民代表大会を舞台とした選挙においては、人民代表大会により選出されるべき地方政府指導者(省長、副省長、人民代表大会常務委员会主任・副主任、人民法院及び人民檢察院の長等)として中国共産党が推薦した者が落選するという「党の予期しえなかった事態が繰り返し発生して」⁽²⁸⁹⁾おり、例えば、これら地方政府指導者について、一九九三年の選挙では「推薦者五五八名中の一・四%、即ち、八名が落選し……九八年選挙でも八名……が落選」⁽²⁹⁰⁾したとされる。

全国人民代表大会及び地方各レベルの人民代表大会においては党籍を有する人民代表が過半数を占めているにもかかわらず、そのような現象が生じる主因は、党籍を有する人民代表が党内の「民主集中制」(本稿Ⅲ五(一)(二)末尾参照)の原則に必ず従うわけではなく、時として当該人民代表の地元(乃至選出母体)の利益を優先することがあるという点に求めることができる。⁽²⁹¹⁾

ただし、中国共産党もそれを座視しているわけではない。「人事管理を通じて自らの意志を確実に実現しようとする党の決意は、こうした度重なる『敗北』を契機に、次第に強まってきている」⁽²⁹²⁾のである。

具体的には、中国共産党は、党籍を有する人民代表に対して、党の意思に従うよう要求する通知を繰り返し通達すると共に、人代表大会の指導的幹部の党内序列を引き上げること、当該指導的幹部を通じて人民代表(非黨員を含む)への影響力強化を図っており、また、「省級党委書記による同級人代主任の兼任推進」⁽²⁹³⁾を行っているとされる。

以上のように、中国共産党の人民代表大会へのコントロールが完全なものでないということは、それが現在のような性質のものにとどまる限り、「立憲主義的枠組の否定」という評価に何ら影響しないと考える。それは次のような理由による。

① 立憲主義的枠組の存否との関係で重要なのは、憲法の枠外に絶対的権力が存在するか否かということである。そして、中国共産党の権力が「絶対」的かどうかということは、中国共産党に對抗しうる権力主体が他に存在するか否かにより判断されるべきである。権力の中枢からの指令が末端にまで完全に行き渡るか否かという問題は、この意味での「絶対」性とは関係しない。

② 前述のような状況が人民代表大会において生じている理由の一つは、党員が党内の「民主集中制」原則に従わな
いことがあるという点に求められ、これは即ち、中国共産党という絶対的権力の内部で、意思統一が図られない場合があるということを示しているに過ぎず、中国共産党以外の権力主体が発生しているということを何ら意味しない。

(四) 軍隊の掌握

中国の軍隊、即ち中国人民解放軍は、革命戦争を通じて中国共産党が育ててきた軍隊であるため、これが「中国共産
党の軍隊」であるのか「国家の軍隊」であるのかという点について、建国（一九四九年）以降も揺れがあった。⁽²⁸⁾

一九七五年憲法の施行以後、現行憲法（一九八二年憲法）の施行前においては、中国共産党の中央軍事委員会（以下
「党中央軍事委員会」という。）が中国人民解放軍を統率するものとされていた。⁽²⁹⁾その後、現行憲法によって「国家机关と
しての中央軍事委員会」（以下「国家中央軍事委員会」という。）が創設され、これ（乃至その主席）が中国人民解放軍を指
導するものとされた。⁽²⁰⁾

しかしながら、党中央軍事委員会は依然として存続しており、かつ、党中央軍事委員会と国家中央軍事委員会は機能
面、構成等が全く同じ一つの組織である。そこで、現行憲法による国家中央軍事委員会は、「国家による軍の掌握とい

う形式」を作出しようとしたのみであり、「一種のからくりすぎない」と評されている。⁽²⁹²⁾

また、一九九七年に制定された「国防法」⁽²⁹³⁾には、「中国の武装力は、中国共産党の指導を受ける。武装力中の中国共産党の組織は、中国共産党規約により活動をする。」⁽²⁹⁴⁾（一九条）との規定がある。これは「党が鉄砲を指揮する」という原則を法律化したもの⁽²⁹⁵⁾であると説明されている。二〇〇四年の「党の執政能力建設の強化に関する中共中央の決定」⁽²⁹⁶⁾第八項目においても、「党の軍隊に対する絶対的指導を堅持する」と規定されている。即ち、党の指導に中国人民解放軍が無条件で服従するべきことが強調されている。

軍に対する党の指導は、より具体的には、軍内の政治委員制度及び綱の目のようにはりめぐらされた党委員会等を通じて行われるとされる。⁽²⁹⁷⁾軍内の主要ポストを占める党員が党中央からの指示に無条件で従うという仕組みにより、中国共産党の軍に対するコントロールが実現するものと思われる。

（五）「多党合作」——実質上の「一党独裁」

中国においては中華人民共和国成立以前から八つの民主党派があり、現在に至っている。具体的には、中国国民党革命委員会、中国民主同盟、中国民主建国会、中国民主促進会、中国農工民主黨、中国致公党（致公）、九三学社及び台湾民主自治同盟であり、これらは中国人民政治協商会議の構成単位となっている。⁽²⁹⁸⁾

これら民主党派は、一九四九年の中国成立に先立ち、中国共産党の指導を受け入れることを正式に宣言したうえで、中国共産党と共に中国人民政治協商會議⁽²⁹⁹⁾に参加し、新中国の政権に参加したものであった。⁽³⁰⁰⁾そのため、一九五〇年代半ばまでは連合政権的な考え方が残っていたが、五〇年代後半に至り、中国共産党サイドが自由な意見表明を求めたことをきっかけに、民主党派による中国共産党批判が高まり、それに対して、中国共産党は一転して、厳しい弾圧を加えた（反右派闘争⁽³⁰¹⁾）。社会主義制度、プロレタリア独裁及び党の指導に反対する者並びにそれらの者と一定の関係を持つものは右派とされ、公称五五万人の人員が追放された。⁽³⁰²⁾

そのような弾圧を経て民主党派は政治の舞台から排除され、文化大革命時における活動休止を経て、「中国共産党の指導の下で社会主義に奉仕する政党」へと変質し、現在に至っている。

憲法前文第一〇段落で規定される「中国共産党の指導の下での多党合作」(以下「多党合作制」という。)とは、このような各民主党派が、「政権党は共産党であり、各民主党派は共産党の指導を受け入れる」ということを前提として共産党に協力して政治に参加するという制度である。多党合作制の下では、「反对党」を認める余地はなく、民主党派が人民代表大会において「反对党」として対等に振舞うことは認められない。

即ち、多党合作制の実質は中国共産党の一党独裁に他ならず、民主党派は中国共産党の一党独裁に協力する存在にすぎない。「多党合作制は、実質的一党支配体制を保持するための装置として存在・機能している」とか、民主党派は疑似政党にすぎず、多党合作制は「誰が見ても粉飾である」と言われるのはこのためである。

多党合作に関する憲法前文第一〇段落の規定は一九九三年の憲法改正により追加されたものであるが、これも「一党独裁の強権的、非民主的イメージを緩和することをねらって」追加されたものであると評されている。

なお、民主党派に対する中国共産党の人事面、財政面等を通じたコントロール(乃至影響力確保)も指摘されている。

(六) 非国家機構への影響力確保による権力基盤の強化

中国共産党の組織は、社会团体、企業等にも及んでいる。

民主主義国家においても、企業の従業員が政党の構成員であるという状況は当然存在する。

しかし、中国の場合には、社会团体、国有企業等の人事・経営に中国共産党が関与していること、社会团体、企業等に中国共産党の組織形成への協力を義務付けていること、他の団体がそのようなネットワークを構築することを禁止しつつ、中国共産党のみが社会全体に党組織のネットワークを構築していること、その他各種の特殊性が存在する。

社会团体のうち、労働組合については、中国共産党の指導下で中国共産党に協力する義務が法定され、かつ、そのた

めの仕組みも法定されている。⁽³³⁾

党のネットワークを構築する末端の党組織の数も膨大である。⁽³⁴⁾

このような状況により、中国共産党の権力基盤が強化されているという側面は否定できないであろう。

6 中国共産党による国家機構のコントロールに関する制度

(一) 概 観

中国憲法においては中国共産党の指導的地位を抽象的に規定する一方、「指導」の内容、態様、限界その他「指導」に関する具体的内容については、全く規定を設けていない。法律においても、これは同様である。

前述(Ⅲ-2(二))のように、党員であっても違法行為を行えば刑事責任や民事責任を免れず、また、中国共産党は国家機関の枠外で直接に「国家機関が行使すべき権力」を行使してはならないのであるが、その一方、「党が国家機関を通じて国家権力を行使すること」に対する制約は、何ら存在しない。

そこで、中国共産党による国家機関の「指導」方法、即ち、中国共産党による国家機構のコントロール方法を、中国共産党は、自ら自由に決定し、制度化することができる。

具体的にどのように制度化されているかということの全容及び詳細を正確に認識することはできない。というのも、前述(Ⅲ-2(3))のように、党規及び党制度には不透明な部分があるからである。

しかし、中国共産党による国家機関の「指導」乃至コントロールが、「党内・および国家機関内に張りめぐらした組織網によって、あるいは幹部がこまかく配置されること」⁽³⁵⁾によって主として実現されていること、即ち、党組織の整備及びいわゆる「党管幹部」の制度によって主として実現されているという点については、特段の争いはない。

また、党の「指導」の内容には、「党の意向に従って、憲法・法律の内容を変更する」ことも含まれる。⁽³⁶⁾近年の中国

の憲法改正が全て中国共産党のイニシアチブによるものであったことはよく知られている。

一方、党規約総則第二七段落においては「党の指導は主として、政治、思想及び組織の指導である。」との規定がなされており、このような指導は、具体的には、(a)正しい路線、方針及び政策を制定すること、(b)党の各レベルの組織及び国家機関で働いている党員を通じて、党の路線、方針及び政策を正しく執行し、党による組織指導を保証すること、(c)党が指導思想として採用する主義、思想、理論等並びに党の路線、方針及び政策の宣伝を通じて党員、幹部及び大衆を教育し、党による思想指導を実現すること、(d)国家機関に対して幹部を推薦することなどを主とするとされる。⁽³⁷⁾これらの表現からは、中国共産党の指導が抽象的なものであるかのような印象を受けるが、それは、単なる「建前」の表明に過ぎない(かつ、「建前」においても「主として」という留保が付されている)ことに注意が必要である。それが単なる「建前」の表明に過ぎないことは、①後述の「党政分業」の下、中国共産党の指導には、抽象的なもののみならず、個別具体的問題の処理に関する決定も含まれ、国家機関の主要ポストを占める党員は、党の決定に従って、国家権力を行使すること、②後述の「党管幹部制度」の下、中国共産党は国家機関の幹部人選を「決定」していること等から明らかである。⁽³⁸⁾

(二)「裁判官の制度的独立性」との関係

前項の(a)乃至(d)にみられるように、中国共産党による個別の「指導」行為は、国法により評価すれば、全て事実行為であり、何ら法的拘束力を有しない。一方、党制度の下では、上述の(a)、(b)及び(d)は拘束力を有する(乃至有しうる)。

そして、「裁判官の制度的独立性」を検討するためには、後者を捨象することはできない。というのも、「裁判官の制度的独立」との関係で問題となるのは、「政治権力」からの独立性であって、「憲法(及び法制度)の枠内にある政治権力」からの独立性ではないからである。中国共産党の権力行使が法的事実として評価されないということは、中国共産党の権力が憲法(及び法制度)の枠外に存在しているということを反映しているにすぎない。

近代立憲国家においては、「政治権力」と「憲法（及び法制度）の枠内にある政治権力」が概ね一致していることが多いため、「裁判官の制度的独立」の検討にあたつて、後者のみを問題にすれば足りることが多いと思われる。一方、中国のような国家については、当然、「憲法（及び法制度）の枠外にある政治権力からの独立性」の検討が重要となる。

中国共産党の個別の「指導」行為が国法に照らせば全て法的拘束力のない事実行為であるということは、「裁判官の制度的独立」の検討においてこれを捨象すべきだということを何ら意味しないのである。

（三）「党政分離」「党政分業」の位置づけ

中国共産党の国家機関に対する「指導」には、前述（一）の(a)及び(c)のような抽象的なものが含まれる一方、国家機関による個別具体的な問題の処理の決定も含まれる。

前者にウェイトを置き、後者への関与を低下させるのが「党政分離」モデルであり、前者のみならず、後者にもウェイトを置くのが「党政不分」モデルであり、その中間的なものが「党政分業」モデルである。中国は建国以来、この「三つのモデルの間を行き来してきた⁽³⁹⁾」と言われる。なお、ここでいう「政」は国家の行政機能だけを指すものではなく、立法及び司法を含む概念である。

個別具体的な問題の処理を中国共産党が行おうとすれば、当然、党組織は肥大化し、また、国家機構に対応する形で党組織を構築する必要がある。一方、抽象的な指導にとどめるのであれば、党組織を簡素化することが可能となる。

このことを良く示す状況として、一九八〇年代後半に「党政分業」から「党政分離」への移行を狙った政治体制改革が企図された際に党組織の簡素化が一旦は行われたこと、及び、この政治体制改革が一九八九年の天安門事件により挫折すると、一旦簡素化された党組織が「党政分業」の下で旧に復したことを挙げる⁽⁴⁰⁾ことができる。

「党政不分」、「党政分業」、「党政分離」の三つのモデルのいずれを選択するかということは、「指導」のあり方の問題として、中国共産党内で決定される問題である。更に、これはあくまでも原則論を示す「モデル」であり、「党政

分離」の下でも国家機関による個別の重要問題の処理方法を中国共産党が決定することは何ら妨げられず、そしてそのような党組織の決定に党員個人は服従する党規上の義務を負っているということに注意が必要である（本稿Ⅲ五（二）末尾参照）。この意味では、「党政分業」、「党政分離」等は、個別具体的問題の処理への関与についての中国共産党の「自制の方針を示す原則」であるに過ぎないといえる。

「党政分業」モデルの下、次項で述べるように、現在も、中央及び地方の各国家機関に党組織のネットワークが形成されている。これは、中国共産党が個別・具体的問題の処理について決定をした場合に、当該決定を下達するチャンネルが整備されているということを意味する。

そして、後述（Ⅲ五）のように、人民法院についても、何ら例外が認められているわけではない。

（四） 党組織を通じたコントロール

党組織を通じた中国共産党による国家機関のコントロールは、主として、国家機関内に設けられた党グループ（党組）と呼ばれる組織、並びに、国家機関に対応する形で党内に構築された「対口部」と呼ばれる機構を通じて行われる。党規約四六条によれば、党グループは、中央及び地方の国家機関、人民団体その他の組織に設けられ、「指導の核心」作用を発揮するものとされ、また、同条により、その任務には、(a) 党の路線・方針・政策の貫徹、(b) 当該組織における重大問題の討論・決定、(c) 幹部の管理業務、(d) 党組織の活動の指導等が含まれる。

中国共産党の各レベルの指導機関は選挙により選出されるのが原則であるが、「党組織以外における党グループ」はその例外である（党規約一〇条二号）。党グループは、上級の党組織の許可を得て設立され、その構成員は当該上級組織によって決定される（同四七条一項前段）。そして、党グループは、当該上級組織の指導に服従しなければならない（同条二項）。

これらの規定から、党グループのネットワークを通じて、党内での上意下達が可能となっていること、及び、党の決

定は、国家機関における個別の「重大問題」にも及ぶことが明らかになっている。⁽³²²⁾

なお、各国家機関には原則として党の基層組織⁽³²³⁾の設置が義務づけられている（党規約二九条一項⁽³²⁴⁾）。党の基層組織には、基層委員会、総支部委員会、支部委員会の三種があり、いずれも上級の党組織の許可を得て設立され、その構成員は、党員による選挙により選出される（同条二項）。各レベルの党・国家機関における党の基層組織は、当該機関の業務を「指導しない」ものとされる（三二条五項）。

ある国家機関において、当該機関に属する党員により選出された党基層組織が当該機関の業務を指導せず、一方、党グループが当該機関の業務を指導するというのは、中国共産党の採用する党内の「民主集中制」（本稿Ⅲ五（一）末尾参照）の具体化としても理解することができるであらう。

建国当初、新政権は民主党派との連合政権的な色彩を残していたため、中国共産党は国家機関への直接的関与を避けていた（ただし、党グループは建国直後から設置されていた）⁽³²⁵⁾が、一九五五年に至り、国家機関への党の指導の強化を図るため、党内に国家機関に対応する職能別機構（これを「対口部」という）⁽³²⁶⁾を設け、対口部が対応する国家機関を直接指導する体制が構築された。これら対口部のうち、政法業務部門は、人民法院、人民検察院及び公安部門を所轄する存在である。⁽³²⁶⁾

対口部を整備するということは、「党・国家機構全体としてみれば、党と国家の双方にまったく同じではないにしても（党側の組織は簡略化されており、その傾向は下級になるほど顕著になる）、基本的には対応関係をもつ組織が形成されること⁽³²⁷⁾」を意味する。また、諸国家機関内に党グループを整備するということは、国家機構の構成員に、国家機構の公務員としての機能と、中国共産党の業務人員としての機能の両方を負担させることを意味する。

その結果として、中国は、「官僚機構の膨大な組織と煩雑化した手続とに、悩まされ続ける」⁽³²⁸⁾こととなった。

そのような負担を解消するためには、「党政分離」モデルに移行する必要がある。しかし、前述のように、それを試

みた政治体制改革は挫折し、党組織の簡素化の試みは放棄され、現在に至っている。

以上のような状況を踏まえれば、(前述(Ⅲ26(二))の党規約の表現の如何にかかわらず)⁽³²⁹⁾ 対口部及び／又は党グループが存在するという状況そのものが、「個別具体的な問題の処理の決定」についても相応のウェイトを置いて「指導」を行うという中国共産党の決断を示すものといえる。このことは、人民法院にもあてはまる(本稿Ⅲ五参照)。

なお、党グループと対口部という二つのチャネルの関係は明確ではない。⁽³³⁰⁾ これは、党制度の不透明性(本稿Ⅲ23参照)の一例といえる。

(五) 党管幹部制度

党管幹部制度とは、国家機関の主要な人事権をすべて党機関が掌握する制度である。⁽³³¹⁾ これは、一九五〇年代にソ連の制度にならって導入されたものであり、以来中国政治の鉄則になっていると言われる。⁽³³²⁾

党規約総則第二七段落においては、「組織の指導」が党の指導の主内容の一つとして挙げられている。そして、その最重要点は、適任者を指導的ポストに送り込むことであるとされている。⁽³³³⁾ 即ち、党管幹部制度は、党の指導の主内容の一つとなっている。

国家機関のポストについては、幹部職務名称表と呼ばれるポストのリストに基づいて、どの党機関が任命権限をもつかということが定められており、法律上の任命手続は、たんに党による人事を形式的に追認するものに過ぎず、選挙による人事を含めて、すべて党の管理下に置かれていると言われている。⁽³³⁴⁾ (ただし、前述(Ⅲ25(三))のように、例外的に落選する者が生じることもある。)

このことは、例えば、中国共産党中央組織部の一九九〇年の通知⁽³³⁵⁾により発布された「中共中央が管理する幹部の職務名称表」⁽³³⁶⁾によっても確認することができる。同表は、中国共産党中央が人事を管理するポストをリストアップしたものであるが、そこには、憲法上は全国人民代表大会(乃至その常務委員会)が人事権を有するとされる諸国家機関の幹部ポ

ストがリストアップされており、更には、全国人民代表大会の幹部ポストもリストアップされている。最高人民法院について言えば、「院長及び副院长、裁判委员会委员並びに党グループ書記、副書記及び構成員」が同表にリストアップされている。(なお、最高人民法院の「延長及び副院长並びに廷レベル裁判官」⁽³³⁷⁾については、同通知により発布された「中央に届ける幹部の職務リスト」⁽³³⁸⁾に掲載されている。)そのほか、同表及び同リストには、地方の国家機関の幹部、重要な新聞社、雑誌社、社会团体、国有企業等の幹部もリストアップされている。

同表及び同リストは、党の中央が決定・関与する人事についてのものであるが、国家機関(中央の国家機関と地方の国家機関がある。)の幹部人事は、党の中央が全てを行うわけではなく、地方の党組織と中央の党組織との間で分担が行われている。⁽³³⁹⁾

なお、党管幹部制が機能するためには、中国共産党が人民代表大会(人代)をコントロールすることが必要条件であり、かつ、概ね、それが十分条件となる。というのも「各級政府の主要人事は同級人代(或いは常務委員会)によって決まるので、人代に対する指導を貫徹しさえすれば、政府人事で波乱が生じるといったことは余り考えられないという、政治制度上或いは手続上」⁽³⁴⁰⁾の状況があるからである。(中国共産党の人民代表大会に対するコントロールについては、本稿(Ⅲ 二五(三)参照。)

(六) 党の政策、決定等の国家機関における実施方法

前述のように、「党の各レベルの組織及び国家機関で働いている党员を通じ、党の路線、方針及び政策を正しく執行し、党による組織指導を保証すること」⁽³⁴¹⁾は、中国共産党の指導の「内容である」とされる。

ここで「党员を通じ」とされていることは、中国共産党が国家機関に対して直接に政策等を下達するのではなく、党员に政策等を下達し、当該党员が当該政策等を実現する行為を「国家機関の幹部としての身分」で行う、ということの意味している。その前提となるのは、党管幹部制の下で国家機関の主要な幹部ポストが党员(及び極めて少数の民主党派

の人士⁽³⁴²⁾により占められているということ、及び、党員は党組織の決定に服従する党規上の義務を負っている（党規約一〇条一号前段）ということである。前者については、「中央政府機関職員⁽³⁴³⁾の八〇%以上が党員であるとされる」とも言われる。

個別的問題の処理についての決定も、同様に、直接に国家機関に対して下達するのではなく、党員を通じて実施するのが原則であると思われる。

なお、党文書は、党員個人に対して発するのではなく、党グループ、党委員会等の組織に対して発せられるのが原則である（中国共産党機関公文書処理条例二五条）。

7 小括——立憲主義的枠組⁽³⁴⁴⁾の否定

前述（Ⅱ四二）のように、近代立憲主義の基本原理は、権利保障と権力分立により国家権力をしばっていくという点に求められ、そこにおいては、「国家機関に権力が集中している」ということが当然の前提になっていた。そして、「国家権力をしばる」のが立憲主義的憲法の役割であり、立憲主義とは「政治権力を憲法の枠内におく」ものであった。

これを別の角度から説明すれば、政治権力の担い手として観念されるものが「国家」であり、そして、政治権力⁽³⁴⁵⁾を使用する組織又は人間として法が定めるものが「国家機関」と呼ばれている、ということにもなる。

中国においても、国家の権力を行使する主体として憲法が定めるものを「国家機関」と呼んでいる。しかし、中国においては、党指導体制の下、そのような国家機関を「指導」する主体として中国共産党が存在する。

「中国共産党が全ての国家機関を指導する」ということは、実質的に全ての国家機関の上位機関として中国共産党が位置することを意味する。前述のように、中国共産党のみに権力を集中させる制度及び中国共産党が国家諸機関をコントロールする制度も整備されている。つまり、中国共産党は、全国国家権力を掌握している。（中国共産党を「国家機関」と

分類するか否かという形式論は、ここでは意味を持たない。」

一方、この中国共産党の権力を抑制する装置を中国の憲法及び法律は、全く設けていない（本稿Ⅲ22参照）。

このように、中国においては、国家の政治的な権力は「形式的には国家機関に集中している」が、「実質的には中国共産党に集中している」のであり、そして、中国の憲法及び法律は、「国家機関のみを憲法の枠内に置く」一方、「中国共産党を憲法の枠内に置いていない」のであるから、結局のところ、中国においては、「政治権力は憲法の枠内に置かれていない」ということになる。このことは、前述（Ⅲ22（二））の劉少奇副主席の政治報告においてもよく表現されている。

以上の結果として次の二つの状況が生じていると考えられる。

(a) 国家機関相互において「一定の均衡と制約」を働かせるような制度改革を仮に行ったとしても、党指導体制が現状のままであれば、そのような制度改革に実効性が生じる可能性は低い。³⁴⁷

(b) 党指導体制の下、政治権力が中国共産党に集中し、それにより、「中国の国民が人民代表大会を通じて権力を行使する」という「本来のチャンネル」³⁴⁸が機能不全に陥り、憲法の定める基本的政治制度（即ち人民代表大会制及び民主集中制）が形骸化する。

このうち、前者（a）は、中国においては本質的な問題とはならないであろう。というのも、中国の採用する人民代表大会大会制及び民主集中制は、近代立憲主義的な権力分立を否定するものであり、「分権的」な改革は、人民代表大会制及び民主集中制に内在する要請ではないからである。

一方、後者（b）は、中国憲法の定める政治制度を形骸化させるという意味で、「社会主義」の観点からも本来は問題である。過去において全国人民代表大会が、中国共産党の意向に形式的に太鼓判を押すだけの存在——「ラバー・スタンプ」（ゴム印）——と揶揄されていたことは、まさにこのような形骸化の一現象である。前述（Ⅲ5（三））のように、

この現象には近年、一定の変化が生じている。しかし、政治的自由を制限し、実質上の一党独裁を維持する以上、「国民は共産党以外のチャンネルで権力を行使できない」という状況に変わりはなく、「人民と人民代表大会をつなぐチャンネル」が健全になる見込みは薄いと思われる。

また、「党政分離」、「党政分業」、「党政不分」のモデルは、中国共産党が自らその時々状況に応じて選択していくものであった。これを人民法院との関係（本稿Ⅲ五参照）でみれば、裁判業務、裁判官人事等に対する中国共産党の関与及びそのための制度は、全て、中国共産党がその時々政治状況との関係で選択していくものと認識されることとなる。つまり、裁判業務、裁判官人事等に対する中国共産党の関与の低下（及び関与のための制度の撤廃）が仮に生じたとしても、それは、中国共産党の「その時点での自粛傾向」を示すものに過ぎないのであり、これにより、中国における裁判官の制度的独立性が向上すると判断することはできない。中国における裁判官の制度的独立性の判断との関係では、「裁判業務、裁判官人事等に対して中国共産党が関与しようと思っても、関与することができないような実効的制度」が存在するか否かを問題とすべきだからである。

なお、近代立憲国家のうち、民主主権原理を採用する国家においても、選挙の結果として、特定の政党（又は特定の個人）が圧倒的な優位性を獲得し、それにより司法・立法・行政の全てに対して影響力を持つということがあり得る。しかし、そうであっても司法がそのような政党（又は個人）の影響から中立であろうとするように制度が設計されているのが近代立憲国家の近代立憲国家たる所以であろう。また、君主制をとる近代立憲国家についていえば、君主といえども憲法の枠内で権力を行使するようにすること、及び、君主が司法に干渉することのないように制度を設計することが、まさに近代立憲主義の核心的な要請であった。このように考えれば、党指導体制の下、中国共産党が憲法及び法制度の支持を受ける一方で、その権力が憲法及び法制度の制約を受けていないという状況が、近代立憲国家における権力のありかたとは質的に異なることは明らかであると思われる。

なお、中国共産党の政治権力が憲法及び法律により制約されていないということは、中国共産党が権力を恣意的に行使するということを必ずしも意味しない。中国共産党は、経済成長、治安改善、環境改善、反腐敗等の分野（即ち、政治体制改革以外の諸分野）については、民意を反映した政治を行うように努めている（本稿Ⅲ24参照）。勿論、中国共産党が中国人民の利益を図る政治を行っているか否かということは、中国における裁判官の制度的独立性とは何ら関係がない。

三 人民法院内での裁判委員会への権力集中と「裁判官の独立」の否定

1 検討の目的

前述（Ⅲ15）のように、中国においては、人民代表大会制及び民主集中制の下、国家権力機関たる人民代表大会に他の国家机关が従属し、権力分立が否定されており、「司法権の独立」が成立する余地はない。次項で述べるように、中国においては、「司法権の独立」に類似した語感を持つ「裁判の独立」という制度が存在するが、これは、何ら「裁判官の独立」を意味するものではない。

このこと自体をもって、判決国における裁判官の制度的な独立性の評価に際して本稿が問題とする「裁判官の職権の独立」（本稿Ⅱ四2参照）に相当する制度が中国において存在しないという認定を行うことも不可能ではないと思われる。しかし、それだけでは、根拠が不十分な感は否めない。そこで、以下においては、まず、中国における「裁判の独立」の概念及び「裁判官の独立」の位置づけを簡単に説明した上で、「判決内容についての最終決定権が事件担当裁判官以外の主体に存する」ということを説明することにより、「裁判官の職権の独立」に相当する制度が中国において存在しないということの論証を試みる。

2 「裁判の独立」と「裁判官の独立」

前述のように、過去において旧ソ連では、(「党の指導」を排除するものではなかったが)「裁判官の独立」が制度上は認められていた。⁽³⁰⁾

一九五四年の人民法院組織法——中国における最初の人民法院組織法——においては、裁判制度全体がソ連の制度モデルとしたため、立法過程においては、「裁判官の独立」を採用することも一旦は検討された。しかし、裁判官全体の水準が低いことを理由として「裁判官の独立」の採用は見送られ、人民法院が独立して裁判を行うということが規定されるにとどまった。⁽³¹⁾

これが、一九五四年憲法及び一九五四年人民法院組織法において規定された「裁判の独立」原則であり、人民法院が独立して裁判権を行使することをその中核的内容としていた。⁽³²⁾ 現行の人民法院組織法⁽³⁴⁾四条及び現行中国憲法一二六条も、「人民法院は、法律の規定に従って、独立して裁判権を行使し、行政機関、社会团体及び個人による干渉を受けない。」という表現によつて「裁判の独立」原則を規定する。⁽³⁵⁾

この経緯からも分かるように、「裁判の独立」原則とは、「裁判官の独立」制度を採用しないことを前提とした制度である。一九五四年から五十年以上が経過し(文化大革命終結後に法学教育が再開されてからも二五年以上が経過し)、裁判官全体の水準は、一九五四年当時に比べ、格段に向上したと思われる。しかし、現在においても、中国において「裁判官の独立」制度は採用されていない。

なお、条文の内容からも明らかなように、「裁判の独立」原則は、「行政機関以外の国家机关」(即ち、人民代表大会、人民檢察院及び他の人民法院等)による干渉・関与を禁止するものでもない。また、後述(Ⅲ五三)のように、裁判業務についての「党の指導」は、「裁判の独立」原則に何ら抵触するものではないとして実務上は取り扱われている。

3 裁判委員会制度の概略

人民法院は最高人民法院、地方各レベルの人民法院（高級人民法院、中級人民法院及び基層人民法院の三種がある。）及び軍事法院等の専門人民法院により構成される（人民法院組織法二条）。

各人民法院の内部には裁判委員会が設置され、この裁判委員会が当該人民法院における裁判業務について集団指導を行う。⁽³⁵⁶⁾（指導）の意味については、本稿Ⅲ-3末尾参照。）裁判委員会の決定は、討論の上、多数決によりなされる。⁽³⁵⁷⁾このことを定めたのが、人民法院組織法一〇条一項第一文の「各レベルの人民法院は、裁判委員会を設置し、民主集中制⁽³⁵⁸⁾を實行する。」との規定である。この規定により、①裁判委員会が、各人民法院における「指導」⁽³⁵⁹⁾機関であること、及び②裁判委員会の決定は多数決により行われることが導出される。⁽³⁶⁰⁾なお、一九五四年の人民法院組織法においても、現行法と同様の任務を負う裁判委員会が各人民法院に設置されており、⁽³⁶¹⁾当時から、裁判委員会による集団指導体制が採用されていた。⁽³⁶²⁾

裁判委員会の委員は、院長の申請に基づき、対応するレベルの人民代表大会常務委員会により任免される（人民法院組織法一〇条二項）。裁判委員会の委員は、院長、副院長及び若干名の⁽³⁶³⁾廷長、⁽³⁶⁴⁾裁判官等により構成されると言われる。裁判委員会の会議は院長が主催し、対応するレベルの人民檢察院の檢察長は当該会議に列席することができる（同条三項）。⁽³⁶⁵⁾檢察長の委託を受けた副檢察長が列席することもできるようである。⁽³⁶⁶⁾

(225) 憲法序文二三段落、五条三項乃至五項。

(226) 本稿Ⅲ-2(四)参照。

(227) 中国共産党の黨員のことを中国では単に「黨員」と呼ぶのが通常である。

(228) いわゆる文化大革命の時期には、「革命委員会・大衆独裁隊・專案組といった組織が逮捕から裁判や処罰を行う」状況も存在した。（国谷知史「訳者あとがき」早稲田法学五九卷一・二・三号（一九八四年）二七一頁。）

(229) 毛里・前掲注(134)一三三頁。この政治報告の意味するところ乃至帰結について、毛里教授は「国民は共産党以外のチャネルで権力を行使できないことになる。」と説明する(同頁)。なお、この政治報告がなされた時点の憲法(即ち一九五四年憲法)の序文には、中国共産党の「指導」的地位について現行憲法序文の規定と類似の規定が設けられており、本文においても、中国共産党に間接的・婉曲的に言及していると理解する余地のある条項(四条)が存在したが、それらを除き、中国共産党に関する規定はなかった(竹花光範『中国憲法論序説』(成文堂、一九九一年)四二頁、二〇五頁以下)。つまり、憲法の規定状況は、当時も現在もほぼ同様である。

(230) 松下・前掲注(133)一〇頁。

(231) 周葉中・前掲注(208)一八七頁以下。

(232) 本稿Ⅲ-2、3参照。

(233) 同書においては、中国共産党が「約七〇〇万人もの党員を擁し、全国すみずみにまで細胞の網の目をめぐらし、いっさいの政治権力を独占する」(六四頁)存在であること、(多党合作というのは形式だけで実質的には)中国共産党の「二支配体制」(六四頁、六九頁)であること等に言及しており、また、中国の政治体制を「事実上の一党制のもので権力統合型国家・政治体制」(二四二頁)とも表現している。

(234) 小口他『中国法』・前掲注(195)二七頁。

(235) 小口他『中国法』・前掲注(195)二七—二八頁。

(236) 本稿においては、「新華網」のニュースサイト(<http://news.xinhuanet.com>)から入手した現行規約(即ち、中国共産党第十七次全国代表大会により二〇〇七年一〇月二日に一部改正がなされた後のもの)に基づいている。

(237) 李楠主編(中国社会科学院馬克思列寧主義毛沢東思想研究所中国特色社会主义理論研究室編)『中国共産党党内法規制度手冊』(紅旗出版社、一九九七年)三頁。

(238) 「中国共産党綱領」は、一九二二年に中国共産党第一回全国代表大会により採択されている。中国共産党規約が最初に採択されたのは一九二二年である。当時、中国共産党規約には「総則」(中国語では「総綱」)が無かったが、その後、網領的な内容が中国共産党規約の総則部分に記載されるようになった。(劉峰岩『学習貫徹党章総綱推動反腐倡廉工作深入開展』中央紀委宣傳教育室編寫『學習貫徹党章知識問答』(中国方正出版社、二〇〇六年)六五頁以下)。

(239) 毛里・前掲注(134)一四九頁参照。なお、人民代表大会も党のコントロール下にあることにつき、本稿Ⅲ-5(三)、6(五)等参照。

(240) 「關於加強党的執政能力建設的決定」(中国共産党中央委員会全体会議二〇〇四年九月一九日採択)第五項(二)

(241) 小口他『中国法』・前掲注(195)二九—三〇頁。

(242) 中共中央弁公庁一九九六年発布。(出典は、李・前掲注(237)六九頁以下)。「弁公庁」は、正しくは「辦公庁」である。ただし、日本においては、「弁」をもって「辦」に代用することが一般的なので、読者の便宜を考え、本稿においても「弁」による代用を行っている。

(243) 中共中央一九九〇年発布。(出典は、李・前掲注(237)九二二頁以下)。

(244) 中共中央一九九五年発布。(出典は、李・前掲注(237)一九二二頁以下)。

(245) 「弁法」は、正しくは「辦法」である。「弁」による代用については、前注(242)参照。「弁法」とは「規則」というほどの意味である。

(246) 中共中央弁公庁一九九五年発布。(出典は、李・前掲注(237)八八頁以下)。

(247) 鈴木・前掲注(6)五九頁。毛里・前掲注(134)二二一四頁も同旨。

(248) この「労働者」は、中国語では「工人」であり、農民とは区別される。「工人」は、都市労働者を主として指す言葉である。

(249) 二〇〇二年の改正により、(c)の表現が変わったのは、無産階級の利益を代表する政党から「国民党」乃至「包括政党」への転換を目指すということを示している。(毛里・前掲注(134)八五頁参照)。

(250) このことは、「中国共産党の最終目標は政治権力の維持であり、そのために経済成長が必要」であるという形でも表現される(国分良成「中国の政治外交——天安門事件とその後」日本国際政治学会・前掲注(216)二二頁)。また、「中国共産党による正当性調達」と「中国共産党による刑事裁判のコントロール」の相互関連性も指摘されている(坂口・前掲注(214)四一五二頁)。

(251) 中国共産党新聞網(<http://cpc.people.com.cn/>)に掲載された二〇〇七年七月一〇日付の記事(同年一月一七日最終検索)による。

(252) 中国の人民法院が「法原理機関」的な組織ではなく行政的な性質を有する組織であることを詳説したものとして、小口彦太「現代中国の裁判と法」(成文堂、二〇〇三年)がある。

(253) 中国企業間の訴訟(及び判決執行)の場面において、人民法院が地元覇権をする傾向があると言われており、これが中国国内でも「地方保護主義」という表現の下、長年の社会問題になっている。

(254) 「日本企業と中国企業との間における大型の訴訟において、人民法院が中立的ではないことが、少なからずある」というのが、中国関係の法務に携わる法律家の一般的な認識である。ただし、それが、党指導体制と関係があるか否かは不明である。(一方、小型の訴訟については、ルーティンの(従って中立的に)処理されることが多いようである。)

(255) 鈴木・前掲注(6)六二頁。

(256) 毛里・前掲注(134)一五四頁。

(257) 刑事事件における裁判官の独立、中国共産党の関与等については小口「現代中国の裁判と法」・前掲注(252)に詳しい。

(258) 政治犯罪以外の一般の刑事事件についても、中国共産党の正当性維持との関連性が認められるということにつき、坂口・前掲注(214)四一五二頁参照。

(259) 坂口「成「現代中国における『司法』の構造——厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？」北大法学論集五七巻二号(二〇〇六年)から五八巻二号(二〇〇七年)まで。

- (260) 詳細について、及びこのコントロールに若干の「漏れ」もあることについて、本稿Ⅲ25(三)参照。
- (261) 毛里・前掲注(134)一三五頁。
- (262) 木間他『中国法』・前掲注(132)一〇八頁。
- (263) 張千帆主編『憲法学』(法律出版社、二〇〇四年)四〇四頁。
- (264) 國務院一九八九年發布、一九九八年改正。
- (265) 全国人民代表大會常務委員會二〇〇五年採択。
- (266) これら行政処罰は、一五以下の身柄拘束、一〇〇〇人民元以下の過料、違法所得の沒收等の軽いものである。
- (267) 全国人民代表大會一九七九年採択(二〇〇六年最終改正)。
- (268) 毛里・前掲注(134)八一—八二頁。
- (269) 全国人民代表大會常務委員會一九八九年採択。
- (270) 毛里・前掲注(134)二六〇—二六四頁参照。
- (271) 國務院二〇〇一年發布。
- (272) 國務院二〇〇一年發布。
- (273) 小口『現代中国の裁判と法』・前掲注(252)二七—三六頁、木間他『中国法』・前掲注(132)二四二頁、小口他『中国法』・前掲注(195)八四頁等。
- (274) 法の規定と若干のずれが生じていることについて、木間他『中国法』・前掲注(132)七二、七七頁参照。
- (275) 毛里・前掲注(134)一一一頁図3—1参照。
- (276) 毛里・前掲注(134)一一〇頁。
- (277) 小口他『中国法』・前掲注(195)六二—六三頁、木間他『中国法』・前掲注(132)七三頁、毛里・前掲注(134)一一〇—一一一頁参照。
- (278) 毛里・前掲注(134)一一一頁。
- (279) 加茂具樹『現代中国政治と人民代表大會：人代の機能改革と「領導・被領導」關係の変化』(慶應義塾大學出版會、二〇〇六年)三八頁以下。
- (280) 加茂・前掲注(279)三九頁以下。
- (281) 加茂具樹『天安門事件前後の人民代表大會』日本國際政治學會・前掲注(216)四七頁。
- (282) 加茂・前掲注(281)四八—四九頁。
- (283) 諏訪・前掲注(214)一九頁。
- (284) 諏訪・前掲注(214)二二〇頁。
- (285) 加茂・前掲注(281)四九頁参照。

(286) 諏訪・前掲注(214)一二〇頁。

(287) 加茂・前掲注(281)四七—四八頁。

(288) 諏訪・前掲注(214)一二〇頁。加茂・前掲注(281)四八頁も同旨。

(289) 木間他『中国法』・前掲注(132)八一頁、毛里・前掲注(134)一六七頁以下。

(290) 毛里・前掲注(134)一七三頁。一九七五年憲法及び一九七八年憲法は、軍に関する規定を「第二章 国家機構」には設けず、「第一章 総綱」の中に、中国人民解放軍を党中央軍事委員会が統率(中国語でも「統率」)する旨の規定を設けていた(一九七五年憲法一五條二項、一九七五年憲法一九條一項)。

(291) 憲法九三條一項は、国家の全ての武装力を国家中央軍事委員会が指導(中国語では「領導」)するという旨を定める。国家中央軍事委員会については、「主席責任制」(同條三項)が適用されるので、この「指導」についての最終決定権限は主席個人に属することになる。

(292) 毛里・前掲注(134)一七三頁、一八二—一八三頁。

(293) 全国人民代表大会一九九七年採択。

(294) 「武装力」は、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊および民兵により構成される(国防法三二條一項)。

(295) 毛里・前掲注(134)一七四頁。

(296) 前掲注(240)参照。

(297) 毛里・前掲注(134)一七〇頁。

(298) 魏・前掲注(185)三九二頁、木間他『中国法』・前掲注(132)六三頁。

(299) 中国人民政治協商会議は、一九四九年の中国成立から一九五四年に全国人民代表大会が発足するまでの間、暫定的に国家権力を行使した。臨時憲法としての性質を有する共同綱領を採択したのも、この中国人民政治協商会議である(前注(185)参照)。

(300) 魏・前掲注(185)三九四頁。

(301) 毛里・前掲注(134)三九—四三頁、木間他『中国法』・前掲注(132)三四—三五頁。

(302) 毛里・前掲注(134)四三—四四頁。

(303) 毛里・前掲注(134)一一五頁。

(304) 魏・前掲注(185)三九五頁。

(305) 中国憲法序文第一〇段落は、「中国共産党の指導する多党合作及び政治協商制度は長期にわたり存在し、発展するであろう。」と定める。

(306) 蔣・前掲注(194)九四頁。

(307) 木間他『中国法』・前掲注(132)六四頁。

- (308) 毛里・前掲注(134)一一四、一一六頁。
- (309) 木間他『中国法』・前掲注(132)六四頁。
- (310) 諏訪・前掲注(214)一一二—一一三頁。
- (311) 国有企業及び会社と中国共産党の關係及びそれに関連する諸問題については、田中信行「中国の会社法改正が明らかにしたこと」中国研究月報六〇卷一一号(二〇〇六年)一五頁、同「中国会社法の隠れた問題点」ジュリスト二一七四号(二〇〇〇年)六〇頁等参照。
- (312) 「労働組合法」(全国人民代表大会一九九二年採択、二〇〇一年最終改正)は、労働組合が中国共産党の指導を堅持しなければならないこと(四条一項)、及び労働組合は人民民主独裁の社会主義国家政權を維持保護すること(五条)を定めている。同法四条二項は、労働組合の組合員全国代表大会が「中国労働組合同規約」を制定・改正すると定めるが、その「中国労働組合同規約」(二〇〇三年改正版)の冒頭においては、「中国労働組合は、中国共産党の指導する、職員・労働者が自由意思により結合した労働者階級の大衆組織であり、党と職員・労働者大衆とを結びつける橋梁及び紐帯であり、国家政權の社会における重要な支柱であり、組合員及び職員・労働者の利益を代表する。」と定めている。
- (313) 全国の労働組合については、ピラミッド型の組織が構成されている。これについては、労働組合法により「労働組合の各級の組織は、民主集中制の原則に照らして確立する。」(九条一項)、「上級の労働組合組織は、下級の労働組合組織を指導する。」(同条五項)と定められ、かつ、地方ごとに上級組織を設けること、中華全国総工会が全国統一の最上級組織であること等を定めている(一〇条)。このようにして、労働組合法により、中華全国総工会は、全国の労働組合を指導する権限を有する。この中華全国総工会が二〇〇六年に制定した「企業労働組合業務条例(施行)」においては、企業の労働組合の業務が当該企業の党組織及び上級労働組合の指導の下で行われるべきこと(五条)、この二重の指導のうち主たるものは党組織による指導であること(五一一条)等が定められている。
- (314) 前掲注(251)の記事によれば、二〇〇六年末の時点で、党の基層組織の数は約三五六万であった。なお、同記事によれば、同時点において、党組織を有する企業の数約四二万であった。(基層組織については本稿三二六(四)参照。)
- (315) 毛里・前掲注(134)一一三五頁。
- (316) 本稿三二二(四)参照。
- (317) 魏・前掲注(186)三九〇頁。
- (318) 中国共産党による国家机关の指導のための諸制度全般については、毛里・前掲注(134)一四二—一六六頁に詳しい。また、党管幹部制度については、諏訪・前掲注(216)一〇九—一二五頁及び諏訪・前掲注(214)一〇七—一二五頁が詳しい。
- (319) 毛里・前掲注(134)一四二頁。
- (320) 毛里・前掲注(134)一四三—一四七頁、二二一頁、小口他『中国法』・前掲注(195)二二—三、六五—六七頁。
- (321) 小口他『中国法』・前掲注(195)四六頁。党規約は、党グループの設立を許可する「党組織」が具体的にどの組織であるかを明記はしていない

が、当然、いずれかの上級党組織により許可されると理解される。

(322) 党グループについては、毛里・前掲注(134)一四二—一五〇頁に詳しい。

(323) 中国語の「基層組織」を和訳すれば「末端組織」ないし、「最も低いレベルの組織」ということになる。ただし、単に「基層組織」と和訳されることが多いので、本稿でもその例に倣っている。なお、前注(314)参照。

(324) 党規約二九条一項は、正式黨員が三名以上いる場合には基層組織を設立しなければならないと定める。通常の状態においては、「正式黨員が三名以上いる」という要件が満たされることがほとんどであろう。

(325) 毛里・前掲注(134)一四九—一五一頁、小口他「中国法」・前掲注(196)四〇—四二頁。

(326) 毛里・前掲注(134)一五二—一五五頁。なお、陳欣新「中国語境中的司法独立」信春鷹編『公法第三卷』(法律出版社、二〇〇一年)一六七頁は、これら三者に加えて、司法行政部門及び国家安全部門も各レベルの政法委員会が所轄すると記述する。

(327) 小口他「中国法」・前掲注(196)四二頁。

(328) 同前。

(329) 党規約は「実際の制度状況を正確に描写すること」を何ら目的とするものではなく、また、時々の政治状況に応じて党規約の表現は変動する。従って、制度状況の判断にあたり、党規約は参考にはなるが、それに過度に依拠することはできない。

(330) 毛里・前掲注(134)一五五頁。

(331) 小口他「中国法」・前掲注(196)四二頁。

(332) 毛里・前掲注(134)一六〇—一六二頁。

(333) 中央紀委宣傳教育室・前掲注(238)一四六頁。

(334) 小口他「中国法」・前掲注(196)四二頁。

(335) 「中共中央が管理する幹部の職務名称表の改訂に関する通知」(中国共産党中央組織部一九九〇年五月一〇日発布)(出典は、李・前掲注(237)五三六頁以下)。

(336) 出典は、李・前掲注(237)五三七頁以下。

(337) その意味は明らかではない。「最高人民法院の法官には『党管幹部』の原則が適用される」(張曉薇「最高人民法院法官制度初探」左衛民等著『最高法院研究』(法律出版社、二〇〇四年)二六六頁)と言われることからすれば、いずれかの裁判廷に属する裁判官は全て「廷レベル裁判官」に該当するのかもしれない。なお、法官の定義については本稿Ⅲ四5参照。

(338) 出典は、李・前掲注(237)五四〇頁以下。

(339) 毛里・前掲注(134)一六三—一六六頁。

- (340) 諏訪・前掲注(214)一一〇頁。
- (341) 魏・前掲注(186)三九〇頁。
- (342) そもそも民主党派の構成員数は中国共産党の構成員数の一〇〇分の一にも満たない上に、近年、非党員を国家(中央・地方共)の要職に置かない傾向が高まっている(毛里・前掲注(134)一一六頁)。重要ポストにつく民主党派の人員は「党員以上に党の意向に従順な者」が選ばれるとも言われる。
- (343) 諏訪・前掲注(214)一一〇頁。
- (344) 本稿においては、「政治権力が憲法の枠内にあつて、憲法その他法律によって抑制されている状態」という意味で、「立憲主義的枠組」という言葉を使用している(本稿Ⅱ四2参照)。
- (345) 大石・前掲注(89)五頁、一一頁。
- (346) ただし、そのような制度改革には、人民代表大会制及び民主集中制を前提とする限り、限界がある。(本稿Ⅲ5参照)。
- (347) 「一定の均衡と制約」を有する複数の国家机关の「共通の上位機関」として中国共産党が機能するからである。
- (348) 憲法三条二項。(本稿Ⅲ12、3参照)。
- (349) 加茂・前掲注(279)一〇六頁。語源については、加茂・前掲注(281)五三頁(脚注(8))参照。
- (350) 前注(229)参照。
- (351) 本稿Ⅱ四2参照。小口他「中国法」・前掲注(196)八二頁、木間他「中国法」・前掲注(132)二四〇頁以下も同旨。
- (352) 小口他「中国法」・前掲注(196)八二頁。なお、一九五四年人民法院組織法四条は「人民法院は独立して裁判を行い、法律にのみ服従する」と規定する。
- (353) 木間他「中国法」・前掲注(132)二三九頁。
- (354) 「中華人民共和国人民法院組織法」(全国人民代表大会一九七九年七月一日採択。二〇〇六年一〇月三十一日最終改正)。
- (355) 「裁判の独立」原則については、多数の先行研究が存在する。概説書における説明としては木間他「中国法」・前掲注(132)二三九頁、小口他「中国法」・前掲注(196)八二頁等参照。
- (356) 熊先覚・皮純協主編「中国組織法学」(山西教育出版社、一九九三年)二八二頁、于紹元主編「中国訴訟法学」(中国法制出版社、一九九四年)一四二頁、吳磊主編「中国司法制度(第二版)」(中国人民大学出版社、一九九七年)二七四頁。
- (357) 楊榮新主編「民事訴訟法教程」(中国政法大学出版社、一九九一年)一一一頁、江偉主編「中国民事訴訟法教程」(中国政法大学出版社、一九九四年)一三三頁。
- (358) 民主集中制については、本稿Ⅲ1参照。

(359) ここでいう「指導」は、中国語では「領導」である。その意味については、本稿Ⅲ—3末尾参照。

(360) 憲法一二四条三項は「人民法院の組織は、法律により定める。」と規定するのみであり、人民法院の運営原理（首長責任制なのか、集団指導制なのか、又はその他の運営原理を採用するのか）を定めていない。そこで、現行の人民法院組織法は、人民法院について「裁判委員会による（多数決原理に基づく）集団指導体制」を採用することを定めたものと理解できる。

(361) 具体的な任務の内容については、本稿Ⅲ—4参照。

(362) 現行人民法院組織法一〇条一項第一文に相当する一九五四年人民法院組織法一〇条一項第一文は、「各レベルの人民法院は、裁判委員会を設置する。」と定めるのみであり、「民主集中制を實行する」とは規定されていなかった。ただし、一九五四年憲法においては全ての国家機関において民主集中制を實行する旨が定められていた。なお、現行憲法三条一項は「国家機構は民主集中制の原則を實行する。」と規定し、諸国家機関の総体たる国家機構において民主集中制を實行することを定めている。一方、一九五四年憲法二条二項においては、「全国人民代表大会、地方各レベルの人民代表大会及びその他の国家機関においては、一律に民主集中制を實行する。」と規定されていた。

(363) 木間他『中国法』・前掲注(132)三三三頁参照。

(364) 廷長（中国語では「庭長」）とは、組織法上の職名であり、人民法院内部に設けられている刑事庭、民事庭、経済庭、行政裁判庭などの各裁判庭の責任者をいう（木間他『中国法』・前掲注(132)二四一頁）。

(365) 中国語の「審判員」及び「法官」は、いずれも、「裁判官」と和訳することが可能である。本稿では前者を「裁判官」と、後者を「法官」とそれぞれ訳している。「法官」には、「裁判官」（審判員）以外の裁判人員（院長、廷長その他）が含まれる。一方、本稿において、「裁判官の独立」という場合には、裁判体を構成する人員の独立性を問題としている。

(366) 熊先覚他・前掲注(36)二八二頁

(367) 檢察長は、人民檢察院の長としての性質を有し、各人民檢察院に一名設けられる（人民檢察院組織法三条参照）。

(368) 「人民法院第二次五年改革綱要（二〇〇四—二〇〇八）」四五条参照。